獨協医科大学不正防止計画推進室規程

平成19年11月1日制定

改正 平成23年6月1日 令和2年10月1日 平成30年10月1日 令和5年11月1日

(趣旨)

- 第1条 この規程は、獨協医科大学における研究助成金等の運営・管理に関する規程第22条第4項の 規定に基づき、獨協医科大学不正防止計画推進室(以下「計画推進室」という。)について必要な 事項を定める。
- 2 計画推進室は、全学的な視点から、研究助成金等の適正な運用及び管理に資することを業務とする。

(組織)

- 第2条 計画推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) 室員
 - (4) その他室長が指名する者

(室長等)

- 第3条 室長は、最高管理責任者(学長)が候補者を選考し、学長諮問会議の議を経て学長が任命する。
- 2 副室長は、研究マネジメント委員会(以下「マネジメント委員会」という。)委員1名及び研究 協力課長をもって充てる。
- 3 室員は、研究協力課の職員をもって充てる。
- 4 前項の規定にかかわらず、室員に研究協力課員以外の者をもって充てることができる。 (業務)
- 第4条 計画推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) マネジメント委員会との連携による不正発生要因の把握
 - (2) 具体的な研究助成金等の不正防止計画の策定、実施及び検証(モニタリングを含む)
 - (3) モニタリング結果を踏まえた本人への是正勧告
 - (4) 不正発生原因に対応する改善策の策定、実施及び検証
 - (5) 適切なチェック体制の構築及び学内ルールの統一についての提言
 - (6) 行動規範の浸透を図るための方策の推進
- 2 前項各号の業務を行うに当たっては、必要に応じて、本学の教職員の意見を聴取するものとする。 (補則)
- 第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、計画推進室が別に定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附 則 (平成19年 規程第86号)

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則(平成23年 規程第39号)

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成30年 規程第81号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和2年 規程第60号)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和5年 規程第68号)

この規程は、令和5年11月1日から施行する。